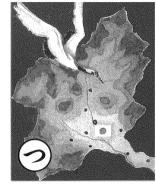




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月8日（金） 第10132号

目次

ページ

告 示

○群馬県指定重要文化財の指定（文化財保護課）	2
○群馬県指定史跡の指定（同）	2
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○特定県内希少野生動植物種の指定（自然環境課）	3
○第五種共同漁業権の免許（蚕糸園芸課）	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課）	4
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	5
○同	6

公 告

○令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施（砂防課）	7
---------------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第236号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項の規定により、群馬県指定重要文化財として次のとおり指定する。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
みずさわでら 水沢寺 観音堂及び仁王門 2棟 つけたり 附 宮殿 1基、建立書 1冊、賞書 1通	渋川市伊香保町水沢212、214-3	宗教法人水澤寺
さんたいじんじや 産泰神社 神楽殿及び境内社金刀比羅宮拝殿 2棟 つけたり 附 棟札 8枚7組、工匠札 1枚	前橋市下大屋町569	宗教法人産泰神社

◎群馬県告示第237号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第38条第1項の規定により、群馬県指定史跡として次のとおり指定する。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
みなみしも 南下古墳群 1件	北群馬郡吉岡町大字南下1315-1、1315-2、1315-3、1318、1319、1320-2、1322-15、1323-3、1324-2、1326-2	吉岡町

◎群馬県告示第238号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3，3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名ADB-BINACA）及びその塩類
- (2) 1-（ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル）-2-（ブチルアミノ）ブタン-1-オン（通称名N-Butylbutylone、N-Butylnorbutylone）及びその塩類

(3) 2—（エチルアミノ）—2—（3—フルオロフェニル）シクロヘキサン—1—オン（通称名 F X E、F l u o r e t a m i n e）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和5年9月10日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第239号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成26年群馬県条例第76号）第10条第1項の規定により、特定県内希少野生動植物種の指定をしたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

名称	指定の理由
ベニイトトンボ （イトトンボ科）	県内における生息地が東部地域と極めて限定されており、水質汚染や幼虫に対する外来魚の捕食圧等により生息数が減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンセイラン （ラン科）	県内における生育地が吾妻地域と利根沼田地域に限定されており、盗掘により消失した生育地もあるなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クマガイソウ （ラン科）	度重なる盗掘によって、県内では中部地域と西部地域に1集団ずつが自生するのみとなっており、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カキラン （ラン科）	国立公園内や監視体制のある場所においても盗掘の痕跡が確認されており、シカによる掘り起こしの被害があるなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チチブシロカネソウ （キンポウゲ科）	県内における生育地が西部地域と極めて限定されており、シカによる食害で大幅に個体数が減少するなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カイフウロ （フウロソウ科）	県内における生育地が西部地域と極めて限定されており、シカによる食害で大幅に個体数が減少するなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チョウジソウ （キョウチクトウ科）	県内における生育地が東部地域と極めて限定されており、生育が確認されている1地点においても河川工事の影響等により衰退が進み、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

◎群馬県告示第240号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、令和5年9月1日をもって次のとおり第五種共同漁業を免許したので公示する。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

漁場計画 公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	名称	
共第1号	共第1号	沼田市桜町4669-1	利根漁業協同組合	令和5年群馬県告示 第136号のとおり
共第2号	共第2号	渋川市渋川1281-1	阪東漁業協同組合	同
共第3号	共第3号	前橋市大手町二丁目7-10	群馬漁業協同組合ほか 1組合	同
共第4号	共第4号	吾妻郡中之条町大字伊勢町13 10-1	吾妻漁業協同組合	同
共第5号	共第5号	高崎市柳川町78	上州漁業協同組合ほか 1組合	同
共第6号	共第6号	多野郡神流町大字万場40	南甘漁業協同組合ほか 1組合	同
共第7号	共第7号	藤岡市譲原1661	神流川漁業協同組合	同
共第8号	共第8号	伊勢崎市曲輪町21-5	東毛漁業協同組合	同
共第9号	共第9号	桐生市菱町五丁目1062-2	両毛漁業協同組合	同
共第10号	共第10号	桐生市菱町五丁目1062-2	両毛漁業協同組合	同
共第11号	共第11号	邑楽郡板倉町大字板倉2682 -1	邑楽漁業協同組合	同
共第12号	共第12号	館林市下三林町792	近藤沼漁業協同組合	同
共第13号	共第13号	館林市日向町1714-7	日向漁業協同組合	同
共第14号	共第14号	館林市花山町3252	城沼漁業協同組合	同
共第15号	共第15号	沼田市桜町4669-1	利根漁業協同組合	同
共第16号	共第16号	前橋市富士見町赤城山8	赤城大沼漁業協同組合	同
共第17号	共第17号	高崎市榛名湖町847	榛名湖漁業協同組合	同

◎群馬県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、藤岡都市計画下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画下水道 藤岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月19日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 なし

イ 使用の部分

昭和55年群馬県告示第99号、昭和60年群馬県告示第278号、昭和61年群馬県告示第812号、平成3年群馬県告示第354号、平成5年群馬県告示第302号、平成10年群馬県告示第160号、平成16年群馬県告示第464号、平成22年群馬県告示第126号、平成23年群馬県告示第124号、平成28年群馬県告示第144号及び令和3年群馬県告示第143号の事業地を次のとおり変更する。

大字中栗須字光明並びに大字藤岡飛地字下大塚飛地及び字一本木飛地の各全部を追加し、大字立石字漆畑、大字岡之郷字戸崎、大字下栗須字津島、大字中栗須字車屋敷及び字前原、大字篠塚字権平、大字上大塚字一本木及び字松葉、大字下戸塚字伊勢塚、大字下大塚字シンボリ、字三久保及び字東原、大字中大塚字市海道、字藁海道、字八幡林及び字薬師堂、大字小林字野見塚、字舞台、字堀之内及び字塚原、大字根岸字高江原並びに大字藤岡飛地字中道飛地、字松葉飛地及び字尺地飛地の各一部を追加し、大字立石字北川原、字新田大道西、字川久保、字新田長畑、字新田市之道、字茨谷戸、字寺前、字久保及び字東久保、大字下栗須字水引塚、字観音堂及び字円浄、大字下戸塚字稲荷前並びに新町1区、2区、3区、4区及び7区の各全部を削除し、大字立石字西久保及び字久保裏並びに大字藤岡字城屋敷の各一部を削除し、大字立石字十二、大字岡之郷字清水、大字上栗須字寺東、字白山及び字岡前並びに大字中栗須字浅見前を変更する。

(2) 雨水

ア 収用の部分 なし

イ 使用の部分

昭和55年群馬県告示第99号、昭和60年群馬県告示第278号、昭和61年群馬県告示第812号、平成3年群馬県告示第354号、平成10年群馬県告示第160号及び平成16年群馬県告示第464号の事業地を次のとおり変更する。

大字中栗須字藤岡境、大字藤岡飛地字一本木飛地、字尺地飛地、字松葉飛地及び字北ノ原飛地、大字藤岡字南山及び白塩道南、大字上大塚字一本木、大字下栗須字大道南、大字小林字舞台、大字立石字沖、字久保裏及び漆畑、大字下戸塚字伊勢塚並びに大字根岸字高江原の各一部を追加し、大字立石字鯉谷戸、字東久保、字久保、字茨谷戸、字寺前及び字川久保、大字上戸塚字北原、字西原、字株木及び字熊野、大字立石新田字大道西、字長畑及び字市之道並びに新町1区、2区、3区、4区及び7区の各全部を削除し、大字藤岡字城屋敷、字北山、字山間及び字東裏、大字本郷字塚原並びに大字下栗須字円浄の各一部を削除する。

◎群馬県告示第242号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年9月20日（水）午前10時
 - (2) 場所 群馬県庁241会議室（24階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 有限会社イシカワコーポレーション
 - (2) 代表者氏名 石川 武
 - (3) 事務所所在地 群馬県邑楽郡板倉町朝日野一丁目5番地の10
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（3）第6957号
 - (5) 免許年月日 平成21年2月9日
 - (6) 有効期間 平成31年2月10日から令和6年2月9日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 植原直之

◎群馬県告示第243号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年9月20日（水）午前10時20分
 - (2) 場所 群馬県庁241会議室（24階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 株式会社石川不動産
 - (2) 代表者氏名 石川 長司
 - (3) 事務所所在地 群馬県館林市緑町二丁目6番1号
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（4）第6567号
 - (5) 免許年月日 平成16年7月28日
 - (6) 有効期間 令和元年7月29日から令和6年7月28日まで

- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 植原直之

■ 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により、令和5年度（2023年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和5年9月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 砂利の採取に関する法令事項
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 郵送等による受験手続等
 - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料 8,100円の群馬県収入証紙を受験願書に貼って納付すること。払込書による納付を希望する場合は、令和5年10月10日（火）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。
 - (3) 受験願書の提出
 - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - イ 受付期間 令和5年10月2日（月）から同月20日（金）まで
 - ウ 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和5年10月20日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 8 インターネットによる受験手続等（電子申請）
 - (1) 受験手続 ぐんま電子申請受付システムにアクセスし、利用者登録の上、「分類別で探す >」の「試験・資格・採用」又は「五十音で探す >」の「し」の中にある「砂利採取業務主任者試験申込」から内容をよく確認して申し込むこと。

- (2) 申込受付期間 令和5年10月2日（月）から同月20日（金）17時15分まで
- (3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円をインターネットバンキング又はPay-easy対応のATMからPay-easyを利用して支払うこと。
- 9 合格者の発表等 合格者の発表は、令和5年11月30日（木）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。